

スーパーコンピュータ・システム利用規約

ICT 基盤整備・サービス連携委員会

(趣旨)

第1条 この規約は、組織規程第6条第3項の規定に基づき、理化学研究所（以下「研究所」という。）情報システム部（以下「システム部」という。）が整備・運営し、情報化統括責任者及び情報化統合戦略会議設置規程（平成18年3月23日規程第18号）第8条第1項に基づく、ICT 基盤整備・サービス連携委員会（以下「委員会」という。）で整備・運用・サービス方針が決定されるスーパーコンピュータ・システム（以下「システム」という。）の利用・運用について定めるものとする。

(利用目的)

第2条 システムは、研究所がその使命とする科学技術研究等の推進と発展に研究所として資すること目的とする。

2 本システムの利用者は、その目的を十分に認識し、目的に合致する研究の遂行に努めること。

(利用資格)

第3条 システムの利用資格を有する者は、次の号に掲げるものとする。

- (1) 研究所の役職員、あるいは職員に準じる常勤者。
- (2) 研究所の非常勤あるいは非雇用職員のうち管理職相当であり、前条の利用目的に合致する研究を遂行する者。
- (3) (2)を除く、研究所の非常勤あるいは非雇用職員であり、研究所の受け入れ責任者（所属長：主任研究員、チームリーダーやユニットリーダー以上の管理職）が前条の利用目的に合致する研究を遂行すると認めた者。
- (4) 研究所が主体で契約を締結した研究開発プロジェクトのうち、情報システム部長（以下「部長」という。）と協議の上、特に必要と認められたプロジェクトを推進する研究所の所属長がプロジェクトを遂行するために必要と認めた者。
- (5) 前号を除く、研究所の所属長が研究所に資する研究を遂行するために必要な作業を行うと認めた者。ただし、第5条に定める代表者となることはできない。
- (6) 前各号に掲げる者のほか、特に部長が情報システム本部運営上必要と認めた者。

(システム運用)

第4条 部長は、委員会が示す運用実施手順（以下、「手順」という。）に基づく実運用に責

任をもつ。

(プロジェクト申込と利用負担金)

第5条 システムを利用しようとする者は、手順に基づきプロジェクトとそのプロジェクト代表者（以下、「代表者」という。）を定めなければならない。

2 代表者は委員会あるいは部長に所定の利用申込みを行うものとする。

3 一部のサービスについて、情報システム本部が提供する情報システムサービスに関する規定（令和2年3月11日規定第247号）に基づき利用負担金を設定する。

4 利用負担金の対象となるサービスや利用料などは、情報システム本部が提供する情報システムサービスに係る利用負担金の取扱いについて（平成30年7月3日通達第99号）で定められる。

5 利用負担金の対象となるサービスを利用するときは、手順に基づき支払責任者を設定する必要がある。

(利用承認)

第6条 前条の利用申込みを受け付け、委員会あるいは部長が利用を認めたときは、これを承認し、承認されたプロジェクトのプロジェクト番号を代表者に通知するものとし、代表者を含むそのプロジェクトに属する者（以下、「利用者」という。）にユーザ ID を付して利用登録を通知するものとする。

(プロジェクト番号の有効期間)

第7条 前条のプロジェクト番号は有効期間を持つものとし、手順において具体的な有効期限を定めるものとする。

(プロジェクト番号やユーザ ID の転用等禁止)

第8条 利用者は、ユーザ ID 及び利用者認証に要するもの（パスワード、SSH の鍵および電子証明書など）を適切に管理し、不正利用の防止に努めなければならない。

2 利用者は、プロジェクト番号やユーザ ID を第三者に利用させてはならない。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、システムの利用に当たっては、本規約を遵守し、手順に従わなければならない。

(施設・設備等の利用)

第10条 利用者は、システムの利用に当たっては、他に定めがある場合を除き、第2条に規定する利用目的の範囲内において、システム部の施設、設備及び物品を使用することが

できる。

(届出)

第11条 利用者は、ユーザ ID やプロジェクト番号の有効期間内において第5条の申込内容(申請書に記載した所属や役職などの利用者情報)に変更が生じたときは、速やかに部長に届け出なければならない。

(禁止事項)

第12条 利用者は次の各号の一に該当する利用を行ってはならない。

- (1) 第2条に規定する利用目的以外にシステムを利用すること。
- (2) 第6条における利用承認を受けたプロジェクト内容以外でシステムを利用すること。
- (3) 第8条に該当するような行為を行うこと。
- (4) 研究所の情報セキュリティ対策規程、情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ実施手順に反すること。

(利用承認の取消等)

第13条 部長は、システムの運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、利用者を利用方法の改善を指示することができる。

2 利用者は前項の指示に従わない場合、又は次の各号の一に該当したときは、部長はシステムの利用承認を取り消し、又は利用を停止させることができる。

- (1) 第3条の利用資格を喪失したとき。
- (2) 第8条2項における第三者の転用が判明したとき。
- (3) 第12条に規定する禁止事項に抵触したとき。
- (4) 第15条に規定する報告、システムの利用の明記や報告書の提出がないとき。
- (5) 研究所から要請があったとき。

(結果の帰属)

第14条 利用者が主体的にシステムを利用して得られた結果は、利用者へ帰属するものとする。

(報告書の提出等)

第15条 部長は、利用者に対し、システムを利用した結果又は経過の報告を求めることができる。利用者は、報告を求められた場合は、部長に報告するものとする。

2 利用者は、システムの利用による研究等の成果を論文等により公表するときは、当該論文等に研究所の所属およびシステムを利用した旨を明記しなければならない。

3 報告書は原則として公開とし、システム部の広報等の用に供することができるものとする。

(秘密保持)

第16条 システム部は、利用者の承諾を得ない限り、システムの利用に際して知り得た利用者の研究上、技術上その他の秘密とすべき情報（各種コード、データや利用者が特定されるシステムログなど。）を厳格に取扱い、システム部運用上の目的以外には利用してはならない。

2 システム部は、利用者や研究内容が特定されないよう加工した利用者サポート情報や運用データ（システムを運転・運用したことによって機械的に生成されるデータ）を発表などに利用できるものとする。

(免責事由)

第17条 システム部は、利用者へシステムの安定的な提供については最善を尽くすが、システムが常に無障害であることを保証できない。システム部は、利用者がシステムを利用したことによって生じた損害について、一切の責任および負担を負わない。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、システムの利用や運用に関し必要な事項は部長が別に定める。

附 則

1. この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2. この規約は、平成 29 年 8 月 25 日から施行する。

修正：第 1 条、第 3 条 6 号、第 4 条、第 10 条、第 15 条 3 項、第 16 条、第 17 条、第 18 条

3. この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

修正：第 1 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条 2 号、第 6 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条

4. この規約は、令和 2 年 10 月 19 日から施行する。

修正：第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 12 条

5. この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

修正：第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条